

初期対応全般のシステム化に力点があり、被害確認はその一部分となっている。通告があった場合、通告者による詳しい再聴取はできるだけ控えて、子どもの身柄の安全確保と直接の子ども家庭センター職員の面接設定の協力をしてもらい、職員による調査、被害調査面接を実施し、一時保護による安全確保と慎重な調査が必要かどうかの判断をする体制を構築してきた。現在6か所の子ども家庭センター(児童相談所)があり、どのセンターにおいても性的虐待通告があれば、同じ対応ができるためのシステム化を目指してきた。年間府下全体で100～130件前後の性的虐待相談があり、直接関与する事例では基本的に被害確認面接が実施できる体制の整備を目指している。

被害確認面接についてはアメリカでの臨床経験とforensic interview(ing)の訓練を受けた外部専門家による研修・訓練を受けた職員が2名一組(1名が面接者、もう一人が記録者)という設定で面接する。大阪府の場合、虐待対応課の職員の多くが女性職員であり、女性被害者の面接は女性が実施している。面接のビデオ録画は可能な範囲で実施しているが、多くは録音のみである。また面接現場で、チーム職員のバックアップ体制は無い。面接担当者は事前にチームと協議して面接に臨み、事前か事後に外部専門家によるコンサルテーション、技術指導を受けている。

最初の被害調査面接は子どもの相談担当の児童福祉司が行っている。初対面の面接であることが多く、通告対応としての緊急調査でもあり、子どもの戸惑いや告白したことの否認の扱いは前提要件であり、面接者は子どもとの意思疎通の確立と公平な法

的立証性への配慮をしながら、被害の疑いについての何らかの確証を得るために相当の力量を要する。また年長児の場合、本人の十分な同意無しには職権保護としても本人の意に反しての強引な保護は拘束権限の無い一時保護では対応しきれないため、本人の安全に焦点化し、また今後予想されることについては誠実に説明し、本人の同意によって保護を行っている。この点でも高度な専門性と人間性が必要となる。

被害確認面接者としては、通常の援助的な姿勢と法的立証性を確保する面接姿勢との違いが大きく、その双方の専門性の切り替えを含め、基本的な訓練に加えて継続的、個別的な指導と振り返りによる技量の修練が必要であることを感じている。また相談担当者以外に面接担当者を設定しなければならない条件は小規模所では対応が難しく、虐待対応課以外の職員も含めて対応チームを構成することがある。

また女性の被害者に限られるが、女性産科医師(複数)による性的虐待被害についての診察を委託によってシステム化してきている。医療の診察と助言が得られることが子どもにとって重要であり、また被害証拠の客観性の確保のためにも重要であることが明らかになってきている。ただ、問診のあり方、法的な証拠収集の手順の統一化、繰り返し子どもに被害事実を重複して聴き過ぎないようにするための工夫などに課題があり、それらについては現在検討中である。

一時保護は職権による緊急保護となる場合が多く、緊急保護の後、保護者への一時保護の告知とその理由、当面の見通しと行政不服審査請求の権利説明が行われ、同時

に加害者、非加害親への調査が開始される。いきなりの職権保護と、性的虐待の疑いの段階での調査的一時保護には保護者の戸惑い、反発が激しく、この初期対応での保護者対応は対応チームと保護者との緊張が最も高くなる過程のひとつである。また非加害保護者へのアプローチはこの初期段階からの支援によって子どもへの支援者となってもらうことの重要性を伝え、また非加害保護者自身の立場をよく理解して支援することが必要なことから対応を重視してきた。しかし残念ながら、加害者がそのまま家庭に残り続けることが多い設定では、非加害保護者が当初は子どもの辛い立場に戸惑いつつも理解を示す発言をしていたのに、徐々に加害者と残された家族の生活を重視し、子どもの被害経験によるダメージや事態の深刻さを過小評価する傾向を示しやすく、中には全面的否認に至る場合もあって困難さを感じている。

一時保護の期間は3週間を基本に設定し、保護者への告知場面で説明する。その間に社会調査と保護者・関係者への調査を実施し、子どもには被害確認面接と医療診察、事後の指導のための心理アセスメントなどを実施し、一定の見解と指導方針を決定することを目指す。被害確認面接と医療診察については、一時保護された直後の子どもの動揺・反発・不安反応が強い場合には、一定の時間、安定のための時間を置いて、一時保護されたことを子どもが落ち着いて理解し、身の安全を感じ取れるようになってから被害確認面接や診察を実施する場合もある^{*)}。保護者にはそうしたことも踏まえて一時保護による調査には3週間程度の時間が第一段階として必要であることを説

明している。

警察への告訴、告発に関しては、虐待対応に協力してもらえる弁護士を複数設定しており、その弁護士が子どもに付き添って、今後の事態として予想されること、法的な権利や見通し、手順について子どもに説明したり、警察や裁判所とのやり取りについてもサポートしたりできるようにしている。基本的に刑事告訴・告発はきちんとした問題整理と加害者への抑止として意味があるが、同時に子どもへの侵害的なダメージが大きい場合が多いので、当人の強い意志表示がある場合で非加害の保護者のサポートが得られる場合に開始されることが多い。児童福祉法第28条の家庭裁判所への申立てにあたっては被害確認面接記録は他の資料とともに証拠資料としている。

^{*)} 欧米、特にアメリカでは通告による子どもの保護拘束は48時間以内と規定されており、子どもへの調査は保護の直後に実施されることになる。保護に強い戸惑いを見せる子どもでは被害調査面接が困難であることが予想されるのだが、これについては、多くのアメリカの子どもたちはCPSの活動を既知しており、またその結果起こることも予想できていることが多く、CPSに保護されることで、自分が何の理由で保護されたか、何を問題にされ、これからどうなるかもある程度予想できる立場にあることが多いと言われている。この点、児童相談所を殆ど知らず、保護されれば簡単には家に帰れそうにない立場に置かれ、加害者が非加害保護者と家族の元に留まり続け、自分一人が分離保護される日本とはかなり事情が異なる。

2) 神奈川県児童相談所における取り組み

について

神奈川県においては、性的虐待相談についての一定の対応体制があり、通告の初期調査と保護は各児童相談所が担当するが、一時保護を要し、その後、家庭裁判所への施設入所承認の第28条申立てや刑事告訴などの法的対応を検討しなければならないような性的虐待相談事例について、中央児童相談所の虐待対策支援課が調査チームを組んで各児童相談所の職員と共同で被害確認を行っている。また、それ以外の相談対応全般は初期対応後の相談対応も含め各児童相談所が担当しているが、虐待対策支援課は相談全般において各所に対する必要に応じての相談、コンサルテーションを担当するとともに、家族・親子関係の修復に関する各所の対応支援を行う専従班として各所の相談対応にチームとして参加している（直接の相談者対応ではなく、相談対応の支援をする役割）ことから、非加害保護者への初期からのアプローチについて、試行的な冊子を用意して取り組んでいる。

通告対応としての初期対応について、特にシステムティックな意志決定手順は確定していない。初期調査については、子どもの安全確保を重視し、必要に応じて職権保護によって子どもの安全を確保してから調査することもある。調査チームに参加する中央児童相談所虐待対策支援課の職員は直接の保護者対応や相談対応は原則的に担当せず、そうした対応は各児童相談所の職員が担当する。また初期の対応段階では虐待対策支援課がまだチーム参加していない段階での当該児童相談所だけの対応であることも多い。

一時保護の直後に保護者への一時保護の

告知と調査を開始するが、最初の保護者への接触に関しては、非加害保護者へのアプローチを重視して、当初から個別面接によって非加害保護者自身のニーズを尊重し、また性的虐待と非加害保護者の役割の重要性について冊子による情報提供とともに説明と働きかけを重視している。

調査チームは、ビデオ録画とモニターを通じて、そこにいるチームスタッフ全員が面接状況を観察しながら被害確認面接（1対1設定）を実施する。これまではアメリカでのforensic interview(ing)の訓練を受けた外部専門家に面接を委託し、手法の検討・確立を含め、チームで面接を実施してきた。面接は子どもの保護の直後か比較的短期間の間に実施されている。最近は対応件数の増加や調査チーム児童相談所職員の知識・技量もある程度の訓練が進んできたので、専門家の指導を受けながら、児童相談所職員が面接を担当する事例がみられるようになってきている。ただし中央児童相談所の現在の虐待対策支援課ではたまたま男性職員が多く、被害者が女性で男性からの被害の場合、加害の性を避けて子どもと同性の女性が担当することが望ましいとすると、結果的に少数の職員に集中せざるを得ないことになる。面接担当者の性別についての要件を想定すると、担当職員の性別による配置にも一定の配慮が必要かもしれない。

経験的には面接の実際的な技量習得と習熟のためには、基本的な訓練と事後の継続的な指導が必要である。またアメリカにはいくつかの面接手法が併行して使われており、若干、条件設定や面接の内容に違いがある。そのため、どの手法を使うのかは指導・助言する専門家がどの技法によってい

るので違ってくる。現在取り組んでいるところでは、子どもの発達段階、低年齢の子どもへの面接の調整についてシステムティックに面接を構成できる手法を取りまとめつつある。

面接結果は家庭裁判所への申立て、刑事告訴、告発の際には証拠資料として提供する。事案が刑事告訴、刑事告発になった場合、面接情報の提供とともに、繰り返しての被害事実の聴き取りによる再トラウマ受傷の危険をできるだけ避けられるよう配慮してほしい旨、警察に上申書を提出している。

3. わが国の現時点での児童相談所における性的虐待相談対応の実態 アンケート調査から（途中集計）

本研究は、分担研究「性的虐待対応の被害確認のための面接のあり方に関する研究」と共同で、全国の児童相談所の現在の性的虐待相談への対応体制に焦点を置いた実態調査のためのアンケート調査を行った。従って個別事例の保護者の態度や子どもの態度、問題症状は調査項目に無い。現在も情報の整理確認と集計の作業途中であるが、結果の概要は以下の通りである。（アンケート調査用紙と集計の各表は別紙参照）

【児童相談所の対応体制に関すること】

表1. 相談件数 虐待種別別件数 速報値（有効回答数 133児相）

全国197か所の児童相談所中、回答があったのは141か所（回収率71.6%）。そのうち虐待種別別に平成19年度の取扱件数を確認できたのは133か所。性的虐待相談は全虐待相談件数が27,204件（全相談件数234,284

件中11.6%）に対して835件（虐待相談件数中3.1%）である。単純計算による一所あたり件数は6.3件（全虐待相談平均一所あたり204.5件）、児童相談所一所の最大件数は30件、最少件数は0件である。

表2. 性的虐待を受けた子どもの相談時年齢（全件数 835件中）

識別できた相談件数835件の平成19年度の対応時点での子どもの年齢段階ごとの分布をみると、中学生が328件（構成比39%）と最も多く、次いで小学生230件（構成比28%）、中卒以上170件（構成比20%）、3歳～就学前 75件（構成比9%）、0～3歳未満15件（構成比2%）となっている。小学生は6学年に分かれる（230/6学年＝38.3）のに対して中学生は3学年（328/3学年＝109.3）であるから、小学生の学年別の単純推定数が38件であるのに対して、中学生の学年別の単純推定数は100件を超えている。

表3. 診察依頼・相談・コンサルテーションなどがとれる体制（141か所中）

性的虐待相談の対応において児童相談所で診察や相談、コンサルテーションを受けられる専門家の体制については、精神科医師が128か所（回答141か所中91%）と最も多く、次いで弁護士125か所（89%）、小児科医101か所（72%）、学識経験者（法医学者を含む）46か所（32%）、産科医師31か所（22%）である。性的被害の身体の直接診察については、産科医の一部とごく少数の法医学医、小児科医だけが子どもを診察できると考えられるので、その充足率はまだまだかなり低いとみなければならぬだろう。

表4. 児相内で必要に応じてチーム参加できるスタッフの配置状況(141か所中)

児童相談所内で対応チームに参加できる児童福祉司、児童心理司以外の配置専門職については、保健師61か所(回答141か所中43%)、医師60か所(43%)とほぼ等しく、次いで看護師24か所(17%)であった。

表5. 性的虐待の被害を聴取する面接技法について(複数回答)

いわゆる性的虐待被害の調査確認面接の手法に関する専門性については、特定技法による面接を実施12か所、現在模索中23か所で、このふたつの回答には重複が見られなかったもので、何らかの特定の専門技法に取り組んでいるところは35か所程度あることになる。これに対して通常の調査面接で対応しているのが66か所、特定の技法無し50か所であり、その中には先の「特定技法による面接を実施」「現在模索中」も含む重複がある。従って、特定の技法を採用したり模索中であつたりしても、すべての相談事例にそれが適用されているわけではないということである。これについてはより詳細な分析を予定している。

表6. 被害聴取面接の設定方法(複数回答)

表5. の回答に比べ、より具体的に面接設定の方法をみると、チーム対応によるワンウェイ・ミラーからの立会と録画といういわゆるアメリカ型の設定を実施しているところは12か所、チーム対応によるモニター画面による立会と録画による準アメリカ型の設定実施が9か所、チーム対応による録音のみが9か所ある。また一人で面接して録音が録画しているところが11か所ある。最

も多かったのは、2人で面接実施し、メモによる記録を取る準イギリス型の設定で88か所、一人で面接とメモによる記録といった通常の相談対応面接のままの設定が48か所ある。それぞれは複雑に重複しており、実態としてチーム対応を原則にしているところ、場合によってチーム対応、2人面接、一人面接を組み合わせているところ、録画・録音とメモ記録などの組み合わせについては今後の集計分析によりたい。

全体としてアメリカ型の設備とチーム調査設定を実施しているところはごく一部である。

表7. 性的虐待被害確認面接での補助的ツールの使用状況(複数回答)

欧米の性的虐待被害確認面接では、全身の身体図像や性器や体毛を備えたアナトミカル・コレクト・ドール(アナトミカル・ドール)と呼ばれる人形(特定の人形業者が制作・販売している)、描画やカードによる連想的な場面の説明などが被害の確認のための補助的道具として使われてきた。最近の動向として、アナトミカル・ドールは裁判において、被告弁護人から子どもに過剰な性的連想を起こすきっかけとなった可能性があるとして反論され、事実と空想の区分の立証責任が調査者に生じることになり、デメリットが大きいため使われなくなってきたとのことである。

何らかの身体図の使用が44件と最も多く、描画も43件と並んでいる。次にアナトミカル・ドールの使用18件、アナトミカル・ドールの準備13件、その他7件(内容的にはアナトミカル・ドールの代わりに普通の人形を使って子どもに説明させているとの報告

が多い)である。

表8. 性的虐待対応で困難を感じている課題(優先3項目まで複数回答可)

141か所の児童相談所が性的虐待対応で困難を感じているとして挙げた項目としては、「初期対応が難しい」が92件と最も多く、次に「保護者対応に困難がある」90件と並んでいる。その次は「保護者指導が困難」45件となり、「子どもの問題行動の対応が困難」38件、「刑事事件としての対応が困難」30件と続いている。当初からの予想とも一致して、初期対応とそれに伴う保護者対応に困難さが集中している。

表9. 性的虐待対応において必要な課題(優先3項目まで複数回答可)

141か所の児童相談所が必要な課題として挙げたのは、「研修体制」90件、続いて「チームスタッフの確保」87件、「医療機関との連携」82件、「警察署との連携」69件である。それ以外の項目では、「対応できる専門機関の設定」41件と減少し、その他は18件以下と急速に件数が減少している。この数値が表しているのは、性的虐待対応の専門性について児童相談所はまだ基本的な体制や考え方についての情報が不足しているという意識であろう。また専門的な対応において、スタッフの確保や医療機関、警察、専門機関との連携に課題があると感じているということである。

【児童相談所が経験した事例について】

今回の調査では個人情報の扱いや提供には初めからかなりの制限が予想され、また各相談機関・自治体による作業負担も想定

されたので、できる限り個人の特定に結びつく情報項目を排除した項目の選択により、都道府県、児童相談所の特定もない公表と、集計後の元資料の廃棄を確約したうえで、可能な範囲での事例情報の提供を求めた。

結果的には141児相中117児相から622件の事例情報の提供があった。ここ数年の全国での性的虐待相談件数が統計上1,050件程度の件数で推移しており、今回の回収率が71.6%であったことを併せて考えると、大雑把な計算ではあるが各所が担当する事例として統計上報告される件数の約8割強に当たる事例が提供されたことになる。

表10. 報告事例の男女別・年齢別内訳

詳しくは表によるが、全622件中、性別不明1件があるが、女性582件(93.6%)、男性39件(6.3%)、年齢段階では中学生が全体で275件(44.2%)、女性で266件(全女性中45.7%)と最多であるが、男性については、小学生21件(全男性中53.8%)と男性では小学生が最多である(男性の中学生は9件、23.1%であった)。おそらく男性の性的虐待被害は中学生になると抵抗することで途中で防がれているか、より潜伏しているかであろう。

表11. 相談経過別・男女別内訳

記載がなく不明が3件あるが、新規相談が470件(女性444件、男性26件)と最も多く、次に過去に別件での相談歴ありが117件(女性107件、男性10件)、現在別件で相談中が31件(女性31件)である。

表12. 報告のあった事例で確認されている虐待者(女性455件、虐待者474人)

提供された女性事例582件中、虐待者の項に記入のあるのは455件、虐待者は474人である。虐待者の最多は3人の虐待者からの被害であり、大半は1人の虐待者からの被害である（437件）。虐待者で最も多いのは実父で220人であり、内縁関係66人、継父60人と続いている。明らかに女性と識別できる加害者は実母11人で、そのうち男性加害者とともに加害行為に加担しているとされた実母が8人おり、女性加害者だけの実母による加害は3人である。

表13. 報告のあった事例で確認されている虐待者（男性34事例、虐待者35人）

提供された男性事例39件中、虐待者の項に記入のあるのは34件、虐待者は35人である。最多の虐待者は2人からの虐待である。男性加害者で最も多いのは実父9人である。女性加害者で最も多いのは実母13人である。

表14. 性的虐待相談初期からの子どもの身柄の扱い（女性586件の経過）

詳しくは表によるが、性的虐待相談として一時保護となったのは194件（33.3%）、そのうち施設入所となったのは96件、一時保護解除となったのは98件であり、元の家族に帰ったのは27件、非加害親のみや親族などの元に帰ったのは71件である。

別件で一時保護となったのは26件（4.5%）でそのうち施設入所となったのは14件、一時保護解除となったのは12件あり、元の家族に帰ったのは7件、非加害親のみや親族などの元に帰ったのは5件である。

一時保護無く、在宅のままとなっているのは311件（53.4%）である。そのうち施設入所となったのは1件である。

既に施設に入所していて性的虐待が後に発覚したのは15件ある。

その他記入なく不明なものや通告直後からの転居やケース移管、別地域の子どもの通告でそのまま対応が転送されたものなどが36件あり、これらについては一時保護の有無やその後の経過は不明である。

表15. 性的虐待相談初期からの子どもの身柄の扱い（男性39件の経過）

詳しくは表によるが、性的虐待相談として一時保護となったのは7件（17.9%）、そのうち施設入所となったのは4件、一時保護解除となったのは3件であり、元の家族に帰ったのは2件、非加害親や親族以外の他の元に帰ったのは1件である。また施設入所した4件のうち3件は措置解除しており、元の家族に帰ったのは2件、非加害親や親族以外の他の元に帰ったのは1件である。

別件で一時保護となったのは4件（10.3%）で、そのうち施設入所となったのは4件、そのうち解除となったのは3件あり、元の家族に帰ったのは無く、非加害親のみの家に帰ったのは2件、親族などの元に帰ったのは1件である。

一時保護無く、在宅のままとなっているのは26件（66.7%）である。そのうち施設入所となったのは無しである。

既に施設に入所していて性的虐待が後に発覚した事例は無かった。

その他、記入なく不明なものや通告直後からの転居やケース移管、別地域の子どもの通告でそのまま対応が転送されたものなどが2件あり、これらについては一時保護の有無やその後の経過は不明である。

表16. 性的虐待被害の調査について(表14. 表15. の区分別の被害調査の実施状況)

詳しくは表によるが、直接確認を実施したのが全体で339件(56.9%)、間接確認によるものが185件(29.7%)、周辺調査のみとなったものが52件(8.7%)、無記入・不明が31件(5.0%)ある。性的虐待として一時保護した場合の直接の確認率は70~80%台と高く、保護しない場合には20~40%台と低い。しかし反対に見れば、性的虐待で一時保護しても直接確認していないものが46件(201件中22.9%)ある。一時保護無しの場合の在宅の中に152件(337件中45.1%)ある。

表17. 施設入所中に性的虐待が発覚した事例(女性15件)の内容経過

詳しくは表によるが、施設入所中に性的虐待が発覚した女性15件のうち、過去の性的虐待の発覚は7件(3歳~就学前:1件、小学生:2件、中学生:4件)、発覚時点でも被害が継続していた性的虐待は8件(小学生:1件、中学生:4件、中卒年齢:3件)である。そのうち施設から一時保護したのは6件あり、その後更に措置変更したのは3件である。発覚に対して施設から一時保護せずにそのまま対応したのが9件あり、そのうち措置変更に至ったものが3件である。

表18. 子どもの問題行動による不適応状態が見られた時期と場所

何らかの不適応行動が見られたとの記入があったのは622件中190件(30.5%)である。発覚時に何らかのトラブルがあったのは165件(全体の26.5%、不適応がみられたうちの86.8%)である。これに対して一時保護以降に何らかのトラブルを生じたのは

25件(全体の4.0%、不適応がみられたうちの13.2%)である。

表19. 保護者・親族への指導・接触の内訳(回答があった事例のみ)

全622件のうち、回答があった事例が、虐待者に関しては483件、非加害親に関しては482件、その他親族に関しては417件とばらついており、該当がない場合に省略されていた可能性もあるが、詳しくはそれぞれの関係を分析する必要がある。概数としては、加害者に対する何らかの接触が113件(児童福祉司指導40件、継続面接21件、随時面接51件;回答483件中23.4%)、ほとんど接触無しが217件(44.9%)であるのに対して、非加害親に対する何らかの接触は248件(児童福祉司指導67件、継続面接81件、随時面接100件;回答482件中51.5%)、ほとんど接触無しが72件(14.9%)である。その他親族にはきょうだいの加害者も含まれるため、援助を期待する親族と加害者が混合していることが判明し、そのままでは分析の意味が無いとみられるが、殆ど接触無しが236件(56.6%)である。

この調査に関してはまだ集計途上であり、次年度により詳細な分析を行う予定である。

D. 考察

1. 二つの先駆的取組の調査からうかがえる性的虐待対応の課題

1) 大阪府の調査より

神奈川県と大阪府では児童相談所の職員体制に違いがある。大阪府では各所に虐待対応課が置かれ、各所で性的虐待対応の初期対応から被害確認までを担当する。被害

確認面接は相談担当者（通常2人の担当児童福祉司＋任意のプロセスについて児童心理司、保健師、医師、外部弁護士等がチーム参加）とは別の児童福祉司や児童心理司が2名一組で面接を担当している。

技術的な課題は全所共通での外部専門家による研修と面接内容の検討、個別事例の助言・指導が行われており、そのバックアップを前提に各所で被害確認面接が実施されている。

府下全域で一定数以上の相談が同時に集中したとしても各所で即座に予定を立てながら対応できること、全所で一定数の性的虐待や被害確認調査の専門性を持つ職員が所内全体の体制に直接関与できることにメリットがあると同時に、対応が各所に分散しているために事例経験の蓄積に時間がかかり、偶発的な経験事例の偏りが生じるために面接担当者の専門性の習熟に影響する、緊急の対応に外部専門家のバックアップが間に合わない、各所の対応内容にバラつきが生じやすい、各所で一定数の面接技術者を常時配置するための研修体制の保障と整備が必要、虐待対応課だけでは設定できる人員数に限りがあるなどの課題がある。

2) 神奈川県の実践より

神奈川県では中央に虐待対応を含む親子関係修復に関する専任組織があり、各児童相談所とのチーム化によって全域の相談事例に中央の虐待対策支援課が関わる。相談の初期対応から指導援助までの基本的な直接対応は各児童相談所が担当しており、一部の事例の選択的な課題について集中的に中央児童相談所の虐待対策支援課のメンバーが関与する。

性的虐待相談では主として被害確認面接の部分に、調査チームを構成して集中的に関わる。チームとしての技量の習熟や、外部委託専門家の面接担当体制、全域で一貫した対応が提供される点について効率的である。反面、性的虐待相談の初期対応の難しさと初期接触からの情報管理については部分的・間接的関与に留まり、また各所の虐待対応件数がこれまで以上に増加してくると業務量や日程調整に限界が出てくる可能性はある。

3) 初期対応、調査保護、地域的な特性に関すること

次に注目されるのは初期対応における職権保護の判断要件である。他の虐待の場合に比べて明らかに明確な証拠情報が乏しいことに性的虐待の特徴があり、子ども自身からの告白を手がかりに、まず虐待からの子どもの身柄の安全を確保する必要性があると同時に慎重な調査のためにも子どもが加害者からの影響を受ける環境からの分離のための一時保護が必要であり、その意味が強い場合、一時保護は調査のための一時保護となる^{*)}。こうした職権介入は当然、虐待を否認し、介入に納得できない保護者（非加害保護者も含む）からの強い反発を引き起こす可能性が高い。今回調査した大阪府と神奈川県では大阪府の方がこうした保護者の反発・抵抗が強く出てきているようで、神奈川県ではそれ程激しくは無い。たまたまの事例経験の違いというよりも、公的機関の介入姿勢や権限介入に対する地域特性による違いが想定される。これからみると、日本国内でも各地域によって、性的虐待に対する意識や公的な機関の介入姿

勢、あるいはそうした介入に対する基本的な態度の違いがあるかもしれない。そうした地域特性も考慮に入れた対応体制の考え方の整理が必要かもしれない。特に性にかかわる情緒的・個人的反応は地域コミュニティにおける反応や態度形成と結びついているとみられ、そうした地域特性による反応の違いをどのように理解し、対応するかも重要な要素となるだろう。

4) 非加害保護者への支援と日本の対応体制での困難

非加害保護者からの子どもへの支援の有無は、子どもの回復の予後を決める重要な因子として欧米では従来から指摘されてきており、そのため非加害保護者への介入初期からの支援は重要視されてきた。これについては教育的な情報提供と臨床的な個別支援の二方向からのアプローチが必要である***)。ただし、何より欧米の体制と違ってわが国の現体制では加害を疑われる人物の子どもの生活環境からの早期排除が公的介入としては無く、非加害保護者と家族が介入による被害児の保護の後もしばしば加害者とともに生活を続けることに重大な困難が伴う。こうした場合、家庭復帰自体が不可能となり、同時に非加害保護者をはじめ、非加害の家族と分離保護された虐待を受けた子どもとの絆も弱く不安定となりやすい。この点についてはさらに分析と調査が必要である。

5) 被害確認面接の専門性と法的課題

被害確認面接の専門性、特にわが国独自の制度・体制に適合した被害確認手法の確立は重要課題である。現時点では実務的に

は欧米のforensic interview(ing)の手法を元に独自の手法確立を目指すことと、その訓練とフォローアップのシステム化が必要である。被害の立証責任が児童福祉法上の対応に関して児童相談所には課せられており、これは児童福祉臨床上の課題であると同時に民法における親権をめぐる法的課題である。従って将来的には家庭裁判所における審問の法的性格と位置づけにも関係することになる可能性がある***))。また刑事捜査における被害の立証のための捜査面接との並行的発展と法的課題整理も必要である。

*) 現行の児童虐待防止の手引き、あるいは日本弁護士会の虐待対応の手引きによれば、子どもの安全と安定を確保し、正確な事実調査を行うために、必要であれば調査を目的とした一時保護は正当であるとされている。

**) 保護者へ提供される冊子として神奈川県が試行的に作成・提供している冊子がある。併せて以下の資料も参照。

Pamela Crow,L.C.S.W. Judy Bultler,M..Ed

「Helping Children Recover from Sexual

Abuse: A Guid for Parents」Cares Northwest

(山本恒雄訳)「性的虐待からの回復のための子ども支援：親のための手引き」厚生労働科学研究費補助金(政策科総合研究事業)「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究(主任研究者 高橋重宏)」平成19年度研究報告書 187-199

***)) 欧米の少年裁判所では児童虐待の申し立てが行われ、子どもの保護についての審理が始まる段階で裁判所は自分で弁護士を用意できない保

護者には公的な付添い人としての弁護士を紹介し、また申し立てを行う児童保護局も弁護士が代理人として申し立て手続きを行うなど、純粋に法的な専門性における事案として審理が開始される。個々の立場からの法的な権利や立証責任が審査され、裁判所による法的な決定が下される欧米のシステムであれば当然のことではあるが、わが国においても今後、家庭裁判所での申し立て事案は、より法的な観点からの審理へ移行する可能性はあるとみられる。

2. 全国調査からみた児童相談所における性的虐待対応の現状と課題（素描）

1) 問題意識と対応実態

研究結果の項で概要を報告した全国調査からは、児童相談所が性的虐待について専門的な研修の必要性を強く意識しているとともに医療機関や警察との連携の課題を強く感じていることが浮かび上がっている。他方、実際に産科医や法医学の専門家と連携できている児童相談所はまだ少なく、また刑事司法との連携においては法制度の壁もあり、専門性や権限の違いも大きい現状がある。また男性の被害が少数とはいえ、かなりの多様性をもって登場していることも注目される。

2) 初期対応と保護者対応の難しさ

児童福祉分野における性的虐待対応の当面の課題が、① 通告と通告を受けた際の児童相談所の初期対応、② 子どもからの被害確認の法的立証性、であることは従来から注目されてきたが、今回の調査でも多くの児童相談所が、初期対応と保護者対応を最も難しい課題として挙げており、通告を受けた子どもの被害の確認とそれを根拠とし

た安全の確保と保護の判断の難しさが強く意識されていると考えられる。実際に報告された事例でみると初動で性的虐待を理由に一時保護した事例に限れば、全体の32%で、37%の子どもは何らかの分離保護による安全確保がとられ、後に19%（保護された子どもの50%）の子どもが一時保護を解除されて地域に帰っている。それ以外の保護されていない子どもの中には、その後の経過も不明確な子どももかなり存在している。

保護者対応に関しては、今回は特に初期の保護者の対応の分類項目を設定していなかったが、虐待者の多様性をみても、個々の対応の複雑さが想像される。保護者指導については回答数にばらつきがあり、より詳細な分析が必要だが、非加害親へのアプローチが重視され取り組まれてきたことが確認される結果となっている（表19.）。

3) 被害確認の専門性

いわゆる欧米のforensic interview(ing)を基礎に置いた専門的な被害確認面接の手法が確立あるいは取り組まれている児童相談所はまだほんの一部であり、そうした相談所でも全ての相談事例に専門的な被害確認面接が設定できているわけではない場合が多い。それには人員上の問題もあり、常時チームを組むことが難しいとの指摘もある。

事例情報からみると、一時保護された子どものうち176件、76%の子どもに何らかの直接確認が行われている実態があり、専門的なforensic interview(ing)に準じた面接手法でなくても、何らかの被害確認の調査面接が実施されている実態がある。調査

からみるとその中核は2人で面接を実施するか、1人で録音しながら面接するという形のようなものである。複数の対応によって面接の客観性を担保するか、録音によって面接の正確な記録性を確保するなどの工夫がなされてきているとみられる。現時点では通告の時点でどの程度の情報が確認され、それ以降の対応で情報がどのように確認されてきているか分析できていないが、初動の段階で、どんな情報を根拠に一時保護が判断されているかも今後の分析の課題である。これらの分析から、通告段階、初期対応段階、一時保護の判断段階、一時保護の判断以後の段階といった各段階での被害確認のあり方、およびそのための手法とforensic interview(ing)に準じた法的な被害確認面接の日本での位置づけが整理できてくるものと期待される。

また調査では扱われていないが、被害確認の専門性をどこが持つのか、研修や訓練はどうするのか、児童相談所自身が被害確認の専門性をどう持つのか、民間の専門機関が被害確認の作業を担当することのメリットとデメリットの検討とその手法も選択肢に入れた形で、行政対応、法的対応の手順の正当化、統一化の枠組みを考慮しておくことが必要とみられる。

4) 警察との連携の問題意識の背景にある定義と対応に関する2つの課題

警察との連携を問題にする動向で気にかかることが2つある。ひとつは性的虐待の定義に絡む対応判断の問題であり、もうひとつは刑事訴訟法上の規定に関することである。

① 性的虐待の定義に絡む対応判断の問

題と児童相談所からの刑事捜査への期待

児童虐待の定義において性的虐待は虐待者が家庭内養育者かそれに準ずる同居人、同居のきょうだいか親族までに限られている。虐待行為にかかわった可能性のある人物が、家を出たきょうだいや同居していない近隣親族、知人へと拡大するに従い、厳密には性的虐待として事態を定義することが難しくなり、児童相談所が扱う虐待問題としては、子どもの危険状態を結果的に放置した保護者のネグレクトとして扱わなければならない。しかし実際の事例では、おそらく保護者以外の加害行為だが、加害者が誰なのか確認できないままの状態、子どもの被害事実はそれなりにありそうだが、果たして保護者に何らかの意図的な関与があったのか、ただ不作為で放置していたのか、それとも全く事態に気付いておらず、第2の被害者なのか、にわかには判別できないような事例に遭遇したとき、厳密に行政的な立場からの正当性を意識して判断しようとする児童相談所によっては、介入に強い躊躇が働いてしまう可能性が高いということである。

性的虐待とならない性暴力、性犯罪行為は警察が扱うべき刑事事件ではないのか。またそうした事案の事実調査は刑事捜査が扱うべきであるし、警察でなければ調べられないような事柄ではないのか、といった発想がそこに伴う。児童福祉の調査は犯罪捜査とは異なるというわけである。しかし刑事訴訟法では親告罪という別な枠組みがあって、すべてのこうした事案が即座に刑事捜査の対象とはなら

ないのである。

ただしこうした反応の背景にはもう一つの流れ、性的虐待は、しつけや体罰、養育の放置・放任問題とは異質な犯罪行為であり、性犯罪そのものと言えるのではないのか、という発想、さらには、「性」にまつわる暗闇、欲望や痴情と呼ばれる世界に直接踏み込んで果たして福祉としての判断がかなうのかといった躊躇や抵抗感が性的、文化的、宗教的、あるいは個人的に発生するという流れがある。これらの流れから児童福祉機関では刑事捜査にこそ、こうした案件の対応を委ねたいという発想が働くのである。

さらには欧米での、児童福祉と刑事捜査が共同して性的虐待に対応するシステムや、そうした制度によって成立しているforensic interview(ing)と呼ばれる専門面接技法、子どもの性暴力被害を広くSexual Abuseと呼ぶ考え方が情報として流れ込んできたことも、性的虐待問題における特殊な事情を作り上げている。

これらの問題を整理することは単純でも容易でもない。ただしひとつの流れを明確にする方法は、性的虐待の定義を加害行為者側から規定せず、子どもの被害の側から規定して、一旦は子どもの安全、子どもの最善の利益を守る児童福祉上の対応を明確化することではないかと考える。その上で後の対応については児童福祉法と刑事司法上の要件と内容によってその対応、追及と援助の形を区分する体系を検討することである。初期には児童福祉と警察・検察が緊急保護で対応し、後には裁判所が関与し判断していく欧米のシステム、法体系にはそうした区分が

あるようにみえる。

② 刑事訴訟法上の規定に関すること

警察・検察は刑事訴訟法にてらして犯罪行為の捜査・立件と法廷での追及、犯罪者の処罰を目指している。その追求と断罪は厳しく苛酷であるので、それ故に疑わしきは容疑者の利益に、即ち、疑わしきは罰せず、のルールがある。児童相談所は児童福祉法によって子どもと家族の福祉の向上、子どもを主人公として扱う場合には子どもの最善の利益の保障、安全・安心の確保を目指している。その追求は処罰を求めず、あくまでも当事者の福祉の向上を目指す。それ故に子ども虐待に関しては「疑わしきは子どもの安全確保、保護を優先」の判断に立つ。この両者が共同作業をするには、相当の覚悟と相互理解がなければ折り合わない。子ども虐待事案における児童福祉上の対応指揮と刑事捜査上の捜査指揮とは目指すところが異なっており、局面ごとの主導権争いに陥らざるを得ない程、近接しながら異なっている。

性的虐待の対応においては、欧米並みのforensic interview(ing)による子どもからの被害聴取書面の面接供述調書としての刑事証拠化、同じく虐待対応における相談機関が入手した医師の診断書の証拠化がしばしば期待され、その必要性が主張されてきた。ただし、その結果として子どもの面接者や診察医師は事案が起訴された場合には刑事法廷への証人出廷の準備をしなければならないだろう。

刑事訴訟法上は、320条の公判期日前の伝聞証拠禁止の例外規定化という問題に

つながるとみられるが、そのためには警察・検察・刑事裁判所が目指すところと、児童福祉機関・児童相談所・家庭裁判所が目指すところの十分な擦り合わせと専門性の共有化、分極化についての合意が前提条件になるだろう。特にforensic interview(ing)の刑事捜査上のセッティングと児童福祉上のセッティングとはずれがあり、子どもへの影響も異なる。刑事訴訟上の証拠化のための面接者は刑事訴訟上の犯罪構成要件と立証要件を頭に入れたうえで子どもからの聴取による事実確認をしなければならない。

わが国でも欧米でも刑事捜査は必ず刑事法廷での容疑者・被告人とその弁護士による反論、異議申し立てとのやり取りの想定が前提にあり、その観点から否定しようのない加害行為の立証を追及する。そのために何度も聴取し、捜査し、現場検証し、実況検分によって、容疑者しかなし得ない犯罪行為の証拠化を進める。このプロセスはもっぱら加害容疑者の処罰を目指しており、子どもの福祉の観点とはしばしば一致しない距離がある。1回きりのforensic interview(ing)は、特殊な条件下における児童福祉と刑事司法の妥協の産物であるともいえる。

もうひとつの観点から公判期日前の伝聞証拠の禁止の例外規定化には注意が必要である。それは児童相談所が行う様々な調査記録とforensic interview(ing)に準じた法的な被害確認面接記録や性暴力被害についての医療診察記録の証拠化を区別させることである。そうでなければ、子ども虐待の福祉機関の調査が刑事捜査による情報収集に飲み込まれてしまうこ

とになる。児童相談所の職員は様々なポイントで刑事裁判の証人として呼び出され、自分の調査の正当性について法廷で闘うはめになる。

これらの観点整理については法律家の協力と助言が必要である。

5) 調査からうかがわれる相談実態と計上報告される件数のずれについて

今回の調査において、内容とは別に気付かれたことがある。それは受理・処理の計上規定、統計報告と相談対応実態のずれである。典型的な形を簡略化して表すと以下のようなになる。

①性的虐待相談における件数計上において関係する内容項目と相談実態

- a) 性的虐待通告
 - b) 性的虐待通告受理
 - c) 性的虐待相談受理(≠性的虐待通告)
 - d) 別件で相談対応中の性的虐待問題対応(≠性的虐待相談受理)
 - e) 対応上、性的虐待を前面に出さないでのアプローチ(≠性的虐待相談受理)
 - f) 年度を越えて継続される性的虐待相談
- 上記a)～f)の項目の存在は、かなり一般的に児童相談所の相談受理・処理と相談統計のシステムとの関係で共通している。統計上、a) b)は報告されていない。今回、児童相談所ではなく、そこへ来るまでの関係機関からの通告の段階を扱ううえで通告の実態を、通告の時点で把握する必要性が生じたが、これは統計上は計上されていない。ひとつの事態に対して複数の通告がなされ、通告受理されたその事態が対応事案として相談受理されると、元は複数の通告がひとつの相談受理になる。また通告

受理はされたが、その情報に不備があるか、対応の必要性が評価されなかったり、何らかの対応は開始されたが、受理の手続きに至らなかった場合（並列する別件での相談として受理されたり、単に情報不備で受理に至らない場合もある）はどこにもその件数は計上されない。すなわち、a)→b)→c)となっていく様態は件数実態としてどこにも計上されない。通告先が市町村福祉と児童相談所の2か所であることも複雑である。市町村に通告された性的虐待の通告が都道府県児童相談所に送致された場合、相談実態としては通告に始まる相談対応であるが、児童相談所の受理上は通告受理ではない。

別件で相談対応中に性的虐待問題への対応が追加された場合、並行する相談対応では優先するが、先行する相談要件のみが計上される。特に性的虐待以外の事由で施設入所している事例で過去の性的虐待の発覚があったとしても、当人の非行問題による自立の課題が優位であったりした場合、例えば、無断外出中の援助交際問題が深刻化しており、その背景に性的虐待問題があったことが新たに把握され、心的外傷に起因するとみられる性的逸脱行動や自傷行為などの症状が認められ、また家族の元への引き取りは想定できないことになって、家裁送致が検討されるような事例の場合、計上される事案としては非行相談のままとなる。これがd)である。

性的侵害問題は確認されているが、家族以外の人物からの加害行為である可能性が高く、相談機関としては子どもの性的被害に関する家族のネグレクト問題としてよりも、より深刻な子どもの養育全般の放任・

放置、あるいは家族の養育能力の低さを問題として子どもの保護に入った場合にも、性的虐待は計上されないだろう。これがe)である。

年度を超えても同一の相談対応が継続している場合、新たに年度ごとの受理はしないので、当該年度に受理され、計上されている事例以外の継続対応中の事例は数値上は計上されない。これがf)であり、今回の調査でもこのf)の存在は注目された。すなわち当該年度の統計上の受理・処理件数が0でも、対応中の事例が存在するのである。

②問題となる実態把握とその対応策

結果としてふたつの実態が問題となる。

- a. 通告された性的虐待がどのように児童相談所の対応に繋がったり、繋がらなかったりしているのかの実態
- b. 年度統計として計上されないまま対応されている性的虐待問題の実態

上記の問題を改善するための手掛かりとなる方策については以下の方策が考えられる。

- a. 児童相談所は通告を児童相談受理とは別に管理する必要があるため、その通告受理を情報管理の対象とする。
- b. 各年度の時点で実際に相談対応している業務実態が数値計上されるような統計処理のあり方を検討する。
- c. 性的虐待対応などの援助ニーズについて識別コード化などにより、統計上の相談種別とは別に検索・集計できるシステムを作る。

3. 全般的な性的虐待相談対応上の課題

1) 全体的な課題領域について

先駆的な取り組み調査から見えてきた課題、全国調査によってうかがわれる課題等々から、より全般的な課題として、いくつかの領域ごとの課題が考えられる。ひとつは全国的な児童福祉機関の標準的な対応状況と課題である。さらにはそこからより積極的な子どもの安全確保のための対応体制を発展させるうえで必要な課題やそのための体制整備として何が必要か検討を要する。これには先に検討した地域特性と相談体制の相互作用を考慮に入れる必要があるかもしれない。これらは虐待被害を発見し、通告する体制の整備と通告を受けて対応する相談体制の整備、およびそれ以降の指導・援助体制の整備、さらには予防的あるいは再発防止の手立てとしての治療教育や矯正、子どもと家族の関係調整、性犯罪や児童ポルノ問題にも繋がる刑事司法と社会防衛上の課題までを含む。

2) 法的な立証性に関する被害調査の専門性

法的な立証に重要な被害確認面接の専門性の確保と維持にはどんな体制が必要かも重要な課題である。連邦法と州法の二重構造によるアメリカの体制と違って全国共通・単一の規定と水準を維持・管理する必要のあるわが国で、当面は児童福祉法上における対応として、専門的な民間機関の活用の可能性も視野に入れて、公的機関の責任性と専門性の維持、面接技術の訓練・研修システムのあり方などが課題となる。

3) 被害調査における医療分野の関与の必要性

被害立証については医学診察による被害状況の確認も重要な課題である。欧米では小児科の特別な専門性として扱われているが、日本においては産科領域の性暴力被害診察との関連性が実務上は最も近い。しかし将来的にみると、産科、小児科、法医学の連携が必要と考えられる。

4) 刑事捜査、刑事裁判に関する課題

法的な課題では、刑事捜査と刑事訴訟法における証拠性の課題が裁判に至るまでの重要な課題である。これには警察の司法捜査上の被害確認のあり方と児童福祉における被害確認専門性との連携と役割分担、専門性の共有化と区分化の整理などの蓄積と、法律領域における裁判所や法律家の議論が必要となってくる。

5) いわゆるバックラッシュ問題：アメリカの先行経験

補足的な状況として、バックラッシュの問題がある^{*)}。欧米の歴史的経過をみれば、性的虐待対応の専門性の課題は、1980年代に性的虐待への対応と関心の高まりがみられた当初から、介入を受けた保護者側からの強い反発、刑事裁判における証拠の争いを課題に出発している^{**)}。保護者からの反発は、間もなく組織的な運動となって公権力による虐待への介入に対する重要な異議申し立てとなり、イギリスにおいては当事者参画の制度見直しにも結びついた。

性的虐待の対応に関しても著名な実務的研究者であるDavid Finkelhorは、アメリカの1980年代後半からの経験を発展の第二段階と位置づけ、それは、1992年からの性的虐待件数の減少によって、専門家は増大し

続ける案件と責務を抱え込まなくてよくなったこと、その代わり政策的な課題への注目、多様な専門分野の学際的な議論と調整の場の確立、初期対応に続く指導・治療の効果についての評価への関心、介入プログラムの妥当性への見直しが始まり、同時に子ども虐待に対するバックラッシュと呼ばれる、より組織化された政治的な反発への高まりがみられるようになった。この動向は保守的な団体や宗教団体だけでなく、アカデミックな論者からの反発、法廷では専門的な証言から捜査手続き、治療技法、証拠調べに関する体系的な専門性で武装した組織的な専門弁護士の登場、児童福祉の官僚機構への予算削減の標的化などを特徴としていたと指摘する。2002年の時点でFinkelhorは、現場はバックラッシュをしのぎ、公衆と政府から過不足のない支援を確保していると評価しており、むしろ心配すべきは公共の関心が虐待問題において飽和し、関心が失われていくことであるとしている。この観点からは1970年代に身体的虐待から性的虐待への社会の関心の移行があり、現在もまだ性的虐待というトピックの求心力は失われていないが、いずれは別のものに移行していくであろうとみている***)。

わが国の現状をみると、性的虐待については1980年代の欧米の状況に近づいている兆しがある。同時に公的機関による虐待対応において法改正による権限の強化が行われ、児童相談所は初期対応について、かつてないほどの強権を持たされるに至っている。こうした状況で、何らかの事案が契機となってバックラッシュの高まりが起こってもおかしくない状況が認められる。

*1) 大川浩明「性的虐待と『バックラッシュ』問題を考える」保坂 亨 編著 「日本の子ども虐待」2007年 福村出版 375-427

上野加代子「児童虐待の社会学」1996年 世界思想社

***) ミネソタ州ジョーダンでの集団的性的虐待事件(1983)、カルフォルニア州ロサンゼルス郊外のマクマーチン・プレススクール事件(1983)、イギリスでのクリーブランド事件(1987)。その後、アメリカ合衆国を中心に、心理治療によって蘇った過去の記憶に基づく性的虐待の告発が、事実なのか冤罪なのか、心理治療によって記憶を回復させる技法が、本当に正しく失われた記憶を蘇らせているのかが問題になり、捏造された記憶問題というテーマを巡って、記憶論争と呼ばれる議論が生じた。

****) David Finkelhor (佐藤まゆみ訳)「序」ジョン・E・B・マイヤーズ他 小木曾宏監修「マルトリートメント」2008年 明石書店 5-11

E. 結論

以上の調査結果、考察より、なお次年度も継続検討が必要だが、早急に児童相談所における性的虐待対応の試行ガイドラインを作成し、その試行に入ることが望ましい。この作業については、分担研究「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究」及び「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究」の調査研究を取り込んで全体の対応体制を検討する必要がある。

試行ガイドラインの策定要件としては当

面以下の選択的な方針決定が必要となる。

- ① 子どもの安全確保と調査のための職権保護の要件を整理して調査保護をどの程度に位置づけるか。
- ② 初期対応としての通告者の子どもからの情報聴取のルール化、および通告に基づく職権保護における関係機関の対応体制を試行段階でも策定して学校や保育所等への研修を用意するかしないか。
- ③ 初期被害調査面接を担当する職員の訓練プログラムを初めから開発するかどうか。
- ④ 保護者への一時保護の告知について面接の手順をどうするか。最初から非加害保護者への支援をどのように手順化するか。
- ⑤ 被害確認面接に並んで医学診察を設定できるか、できないか。できないとしても特例的に必要な場合にはどこにつなぐか、これに関しては日本産婦人科医会の性暴力被害支援活動の情勢も考慮するかどうかもある。
- ⑥ 警察・検察の性犯罪捜査と児童福祉対応との兼ね合い、および被害確認面接と forensic interview(ing) の連携の検討も必要である。
- ⑦ これらの選択を行ったうえで、モニター機関となって協力してくれる都道府県、政令市児童相談所を募る。
- ⑧ 試行実施にあたっては、それなりの対応体制を築いてきた経過があり、性的虐待対応において追加的に新しい体制を敷くことに人員的にも可能で協力的な児童相談所と都道府県、政令市等の行政当局との協議が前提となる。
- ⑨ 試行実施の経過をフォローし、情報収集

して基本的なガイドラインを策定する。

その他の継続検討課題として、性的虐待を子どもの援助ニーズから見直すことと、相談種別と援助ニーズの情報管理のあり方、児童相談所の相談実態を反映できる情報管理、相談受理・処理の統計の考え方の見直し、などが挙げられる。また試行ガイドラインの策定にあたっては、以下に挙げるこの領域での重要な学識関係者、実務者から、今後の方向性と課題についての助言を得ることも予定している（各助言予定者には承諾確認済）。

次年度は試行実施相談所を決定し、試行実施によるモニター作業を中心に研究活動を継続したい。

児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究 研究助言予定者
奥山真紀子 国立成育医療センター

こころの診療部

西澤 哲 山梨県立大学人間福祉学部
コミュニティ学科

山田不二子 特定非営利活動法人子ども虐待
ネグレクト防止ネットワーク

菱川 愛 東海大学健康学部社会福祉学
科

佐々木静子 まつしま病院

加藤治子 阪南中央病院産科

高瀬 泉 滋賀医科大学社会医学講座
(法医学)

泉 薫 淀屋橋法律事務所

G. 研究発表

1. 論文発表：特になし
2. 学会発表等

- 日本子ども虐待防止学会第14回学術大会 分科会(A-7)「子どもの性的虐待 性被害と司法面接(調査面接)ー児童相談所の取り組みー」座長 山本恒雄 菱川 愛 2008年12月14日 広島
- 第11回子ども虐待国際シンポジウム「～子どもにやさしい聴き方～虐待の事実を確認する技術の向上をめざして」「日本の要保護児童通告制度について」講師:山本恒雄 「パネルディスカッション:日本で多職種専門家チーム(MDT)による司法面接制度を実現するために」座長:山田不二子 パネリスト Judi Lashley, 加藤治子 山本恒雄 高橋 温 2008年11月8日 横浜

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

該当事実なし

参考資料

1. M・アルドリッチ、J・ウッド 著 仲真紀子 編訳 齋藤憲一郎、脇中 洋 訳 「子どもの面接法 ー司法手続きにおける子どものケアガイドー」2004年 北大路書房
2. 英国内務省・英国保健省 編 仲真紀子・田中周子 訳「子どもの司法面接 ービデオ録画面接のためのガイドラインー」2007年 誠心書房
3. W・ボグ、R・プロドリッグ、R・フラゴ、D・M・ケリー、D・L・アービン、J・バトラー 著 藤川洋子、小澤真嗣 監訳 「子どもの面接ガイドブックー虐待を聞く

技術ー」2007年 日本評論社

4. 石川瞭子 編集「現代のエスプリーー性虐待の未然防止ー」2008年11月号 至文堂
5. 石川瞭子 編著「性虐待をふせぐー子どもを守る術ー」2008年 誠心書房
6. 上野加代子 編著 山野良一、リーロイ・H・ベルトン、村田泰子、美馬達哉 著 「児童虐待のポリティクス ー『こころ』の問題から『社会』の問題へー」 2007年 明石書店
7. 上野加代子、野村知二 著「(児童虐待)の構築 ー捕獲される家族」2003年 世界思想社
8. 上野加代子 著「児童虐待の社会学」1996年 世界思想社
9. E・W・バトラー、H・フクライ、J-E・ディミトリウス、R・クルース 著 黒沢 香、庭山英雄 編訳「マクマーチン裁判の深層 ー全米史上最長の子どもの性的虐待事件裁判ー」 2004年 法と心理学会叢書
10. ジョン・E・B・マイヤーズ、ルーシー・バーリナー、ジョン・ブリエール、C・テリー・ヘンドリックス、キャロル・ジェニー、テレザ・A・ライド 編 小木曾宏 監修、和泉広恵、小倉敏彦、佐藤まゆみ、御園生直美 監訳「マルトリートメント ー子ども虐待対応ガイドー」 p94-p129 p349-p367 p479-p505 p506-p546 p547-p580 明石書店
11. 岡本正子 「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン(児童養護施設版)」ー平成19年度児童関連サービス調査研究等事業報告書ー2008年 こども未来財団
12. 保坂 亨 編 「日本の子ども虐待」

p375-p420 2007年 福村出版

13. 仲真紀子「偽りの記憶と諸尺度 - 被暗示性尺度 (GSS, CIS) と解離体験尺度 (DES) -」教育科学編 千葉大学教育学部研究紀要 第46巻 I p1-p18

14. 日本子ども虐待防止学会 (JaSPCAN) 虐待に関する制度委員会結果報告「児童相談所における性的虐待事例への対応課題に関する調査」2006年

15. Christopher J・Hobbs, Helga G・I・Hanks, Jane M・Wynne 著 稲垣由子、岡田由香 監訳「子どもの虐待とネグレクト - 臨床家ハンドブック -」p129-p263 2008年 日本小児医事出版社

16. Pamela Crow, L. C. S. W. Judy Bultler, M. Ed 「HELPING CHILDREN RECOVER FROM SEXUAL ABUSE: A GUIDE FOR PARENTS」 CARES NORTHWEST / 山本恒雄訳「性的虐待からの回復のためのこども支援: 親のための手引き」『厚生労働科学研究費補助金(政策科総合研究事業)「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究(主任研究者 高橋重宏)」平成19年度研究報告書』187-199

17. 「児童青年精神医学とその近接領域 パネルディスカッション『子どもの司法面接』」 Vol. 49. no3 p91-p95

18. 子どもの虐待防止センター「CAP ニュース第67号 2008年夏 子どもへの性虐待 - 私たちが今できることは -」P1-p12

19. 西澤 哲他「性的虐待を受けた子どもたちへのソーシャルワーク的援助及び心理的ケアのあり方に関する研究 - 海外での取り組みの検討を中心に -」平成11年度 児童環境作り等総合調査研究事業 2000年

20. 鎌田 穰 監修 京都ノートルダム女子大学 心理臨床センター編集 「心理・福祉のファミリーサポート 5 性的虐待への対応 - 他職種チームと法的インタビュー - 桐野由美子」p138-p173 金子書房

21. Erin Sorenson 他著 Handbook on Intake and Forensic Interviewing in the Children Advocacy Center Setting / National Children's Alliance OJJDP Washington, D. C 1997 こども未来財団 平成15年度児童環境づくり等総合調査研究事業「性的虐待事例への援助方法に関する研究班(主任研究員 萩原総一郎) 2004年 「CACにおけるインテークと法的インタビューハンドブック(抄)」

22. Toni Cavanagh Johnson, Ph. D. (LCP) SIECUS Report, August/September 1991 「子どもの性行動への理解」柳澤班・岡本班第2回研究班会議資料(訳: 大阪教育大学岡本ゼミ)

23. Toni Cavanagh Johnson, Ph. D 「UNDERSTANDING CHILDREN'S SEXUAL BEHAVIORS -WHAT'S NATURAL AND HEALTHY」 「子どもの性行動 - 自然で健全な性行動とは? -」(訳: 子どもの虹情報センター)

24. 伊東かほり、武井明 「性的虐待を受けた女子10例の臨床的検討」児童精神医学とその近接領域 49号(1); p14-p24 2008年

25. 田中晶子「子どもへのインタビュー - 虐待事実の識別技法として -」四天王寺国際仏教大学紀要 第44号 2007年

26. ハワード・ドゥボヴィッツ、ダイアン・デバンフィリス 編著 庄司順一 監訳「子ども虐待対応ハンドブック - 通告から調査・介入そして終結まで -」p136-p232